



# 御坊市子育て施策一覧

期間・対象	施策名	内容	窓口
妊娠が判ったとき	【1】妊娠届出	医療機関等で妊娠が判り、予定日が確定したら、できるだけ早く妊娠届出をしましょう。母子健康手帳や妊婦健康診査の助成などのご案内をさせていただきます。	子育て世代包括支援センター にっこりあ 電話：0738-23-2525
妊娠・出産期から子育て期	【2】子育て世代包括支援センター にっこりあ	妊娠・出産期から子育て期にわたるまでのさまざまな相談に応じ、市の関係機関と連携して、子育てを支援していきます。	子育て世代包括支援センター にっこりあ 電話：0738-23-2525
妊婦・産婦・生後6か月までの乳児	【3】にっこりあサロン	妊婦さん・産婦さんが、悩みを相談・楽しくおしゃべり・一人でゆっくりリラックス等、気軽に集まれる自由なサロンです。絵本の読み聞かせや、助産師による「授乳相談」も実施しています。月に1回、ベビーマッサージ等の「ミニ講座」も開催します。	子育て世代包括支援センター にっこりあ 電話：0738-23-2525
妊娠が判ったとき	【4】妊婦健康診査助成事業	妊娠届出をされると、8種類(22枚)の妊婦健康診査受診票(補助券)を交付いたします。妊婦健診を受けられるときは、毎回必ずすべての妊婦健康診査受診票を持参し、医療機関とご相談のうえ使用してください。	子育て世代包括支援センター にっこりあ 電話：0738-23-2525
不妊や不育に悩んでいる夫婦	【5】このとりサポート(不妊治療費助成)	和歌山県では、不妊や不育に悩んでいるご夫婦を支援するため、特定不妊治療費助成に加え、一般不妊治療について、市町村と連携して、その治療費の一部を助成しており、不妊治療の初期段階から高度治療に至るまで、切れ目のない総合的な支援を実施しています。	子育て世代包括支援センター にっこりあ 電話：0738-23-2525
出産したとき	【6】出生届	イラストレーターによるデザインの御坊市オリジナル出生届と出生記念証があります。オリジナル出生届を使用する場合は、市民課窓口(閉庁時は宿直室)で受け取るか、ホームページからダウンロードし、事前に出産する医療機関にお渡しください。出生記念証は、出生届提出時にプレゼントします。	市民課 電話：0738-23-5500
産後2～4週前後の産婦	【7】産婦健康診査助成事業	産後2～4週前後の産婦の健診に、「産婦健康診査」として助成いたします。妊娠届出時に妊婦健康診査受診票(補助券)とともに産婦健康診査受診票を交付いたします。	子育て世代包括支援センター にっこりあ 電話：0738-23-2525
未就学児童とその保護者	【8】地域子育て支援センター びよびよ	子育てを行っている保護者の悩みを解消して、安心して子育てができるように、地域全体で子育てができる基盤づくりの一環として子育て支援センターを設置しています。	地域子育て支援センター びよびよ 電話：0738-23-4828
生後4か月までの乳児のいる家庭	【9】こにちは赤ちゃん事業(乳児家庭全戸訪問)	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に子育て支援を目的に、健康推進員と保健師が訪問します。	子育て世代包括支援センター にっこりあ 電話：0738-23-2525
産後1年までのお母さんと赤ちゃん	【10】産後ケア事業	産後のお母さんの心身のケアや育児のサポートをするため、「産後ケア事業」を実施しています。指定の助産所等で、宿泊型またはデイサービス型のご利用により、出産後のお母さんのからだのケアや育児・授乳の相談を受けられます。	子育て世代包括支援センター にっこりあ 電話：0738-23-2525
0～12歳の子どものいる家庭	【11】ファミリー・サポート・センター そらまめサポート	地域の子育てを行うことを目的に、子育ての援助を受けたい方(利用会員)と子育ての援助を行いたい方(スタッフ会員)のネットワークを作り、保育所や幼稚園等の送迎やその後の預かり、発熱時のお迎えと受診など、会員同士がいつでも子育てを助け合う会員組織です。	御坊市そらまめサポート事務所 電話：0738-20-9012
4か月～3歳6か月児・5歳児	【12】乳幼児健診	お子様の成長・発達を確認するため、4か月児・10か月児・1歳6か月児・2歳6か月児・3歳6か月児・5歳児を対象に、健診を実施しています。	子育て世代包括支援センター にっこりあ 電話：0738-23-2525
生後2か月ごろ～	【13】予防接種	お母さんが赤ちゃんにプレゼントした病気に対する免疫は、成長とともに失われていきます。自身で免疫を作って病気を予防する助けとなるのが予防接種です。その予防接種に対して助成を行っています。	子育て世代包括支援センター にっこりあ 電話：0738-23-2525
6歳に達する日以後最初の3月31日までにある児童	【14】乳幼児医療費助成制度	乳幼児の保険診療自己負担分を助成を助成することにより、乳幼児の疾病の早期発見及び早期治療を促進するとともに、保護者の経済的負担の軽減を図り、もって乳幼児の健全な育成及び子どもを生み育てることができる環境づくりを推進することを目的としています。	健康福祉課 福祉医療係 電話：0738-23-5645
公立は1歳児クラスから、私立は0歳児クラスから	【15】保育所	保育所は保護者が就労などで家庭で子どもの保育ができないため、保護者に代わり保育する施設です。入所するには「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。	社会福祉課 福祉児童係 電話：0738-52-5033
生後6か月～就学前まで	【16】一時預かり保育事業	保護者の断続的な勤務や急病等、又は冠婚葬祭等で、家庭での保育が困難となった児童や母親等の育児疲れの解消のため、一時的に保育が必要となった児童を保育所で保育する事業です。	社会福祉課 福祉児童係 電話：0738-52-5033
生後9週～就学前まで(特に必要な場合は小学3年生まで)	【17】病児・病後児保育事業	入院を必要としない程度の病状で、病気の急性期～回復期にあたり家庭や集団生活での保育が困難なお子さまを一時的にお預かりする事業です。ただし、医師により受入れが不可能と判断された場合にはご利用できない場合があります。	病児保育室 ひまわり 電話：0738-24-0144
児童を養育することが一時的に困難となった家庭の児童等	【18】子育て短期支援事業	保護者の疾病など様々な理由で、子どもを養育することが一時的に困難になった場合などに、児童養護施設等において一定期間お預かりする制度です。	社会福祉課 福祉児童係 電話：0738-52-5033
就学前の第2子以降の児童	【19】第二子以降にかかる保育料及び食材料費助成事業	2人以上の子どもを育てている家庭の負担を軽減するために、対象の施設等を利用している就学前の第2子以降の子どもの保育料及び食材料助成を行っています。ただし、第2子については、所得制限を設けています。	社会福祉課 福祉児童係 電話：0738-52-5033
中学校卒業までの児童を養育している方	【20】児童手当	児童手当は、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次世代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とした制度です。支給額は児童一人につき年齢に応じて月額1万円から1万5千円です。	社会福祉課 福祉児童係 電話：0738-52-5033
生後2か月を超え、満1歳に満たない多子世帯	【21】在宅育児支援事業給付金	子育て世帯の経済的負担を軽減し、子どもを安心して生み、育てることができる和歌山県を実現するため、乳児の保育を家庭で行う保護者に対し、給付金を支給する事業です。月額15,000円(最大10か月で15万円)を支給します。	社会福祉課 福祉児童係 電話：0738-52-5033
3歳から6歳まで	【22】幼稚園	幼稚園とは、学校教育法に基づき、3歳以上の幼児が遊びを中心とした教育を受ける施設です。入園・退園される場合は、園に直接申し出てください。保育料は、幼児教育・保育の無償化により無料となります。	教育委員会 教育総務課 電話：0738-23-5525
3人以上の児童を養育している家庭	【23】第3子以降子育て応援給付金事業	3人以上の児童を養育している家庭に対し、3人目以降の児童が満1歳から満6歳になるまでの間、支援金を給付する制度です。対象児童から2を引いた数と満1歳から満6歳の児童との数を比べて小さい方の数に10万円を掛けた金額を支給します。	社会福祉課 福祉児童係 電話：0738-52-5033
学齢児童	【24】【29】小・中学校	入学については、教育委員会から入学通知書が届きます。入学通知書には、入学予定の学校・入学式の日時が記載されています。住所によって通学する学校が指定されていますが、特別な事情がある場合は、指定された学校以外に通学が認められる場合があります。	教育委員会 教育総務課 電話：0738-23-5525
6歳に達する日以後最初の4月1日から18歳に達する日以後最初の3月31日まで	【25】子ども医療費助成制度	子どもの医療費の一部をその保護者に支給することにより、子育てに伴う保護者の経済的負担の軽減を図り、もって子どもの健全な育成及び子どもを生み育てることができる環境づくりを推進することを目的としています。	健康福祉課 福祉医療係 電話：0738-23-5645
小学1年生から4年生まで	【26】学童保育所	学童保育所は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を、放課後や学校休業日に家庭にかわって保育するところです。	社会福祉課 福祉児童係 電話：0738-52-5033
学齢児童	【27】就学援助制度	経済的な理由により、小・中学校に就学させることが困難な児童・生徒の保護者の方に、学用品費・学校給食費・修学旅行費など就学にかかる費用の一部を援助する制度です。認定を受けるには保護者の方の所得などについて一定の基準があります。	教育委員会 教育総務課 電話：0738-23-5525
3人目以降かつ義務教育諸学校に就学している児童	【28】第3子以降子育て応援(学校給食費助成等)事業	義務教育諸学校に就学する子どもから18歳までの子どもを3人以上養育する保護者の子育てを応援するため、保護者の負担の軽減を図るとともに少子化対策及び子育て支援育成に資することを目的に学校給食費等を助成します。	社会福祉課 福祉児童係 電話：0738-52-5033

